

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年12月23日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月23日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の中身に関係しまして、1F事故の再調査の関係で、東京電力に対して調査の不足と言いますか、ここ数年、3年程度はその進捗が乏しいというようなお話もございました。

臨時会でも、社長にお伝えになられていた件だと思うのですが、今後、東電に対してももっと注文をという話で、例えば、委員長としてどのようなことが不足しているというふうにお考えであったりとか、もっとこうしてほしいというようなお考え、現時点でお持ちでいらっしゃいますか。

○更田委員長 あの発言には二つのポイントがあって、一つは、二つというか、結局は一つなんですけど、東京電力福島第一原子力発電所の事故から学んで、その対応を柏崎刈羽6、7号機にきちっといかしていますという、お話だったわけですよ。だけれども、その1Fから学ぼうとすることはもっとあるだろうと思うし、一番申し上げたかったのは、自ら提案して、ないしは疑問点なり、論点なりを自ら挙げて、積極的に進めてはどうですかというつもりで、月曜日には社長にお話をしたのですが、返ってきたレスポンスが、私の印象としては今後ともよろしく御指導くださいみたいな答えで、言われたことには対応しますというふうには、悪く言うと聞こえてしまったのです。

ですから、例えばアイソレーションコンデンサーは元々隔離優先の設計になっていた、それは牧野さんなんかも頷いていたんですけど、私がそういう話をしていたら。じゃあ、ああいったその、非常時にあって炉心を冷やそうとするものに対して、その隔離優先の設計が取られていることはどうだというようなことは、むしろ規制当局がその問題提起というよりは、事業者が自ら考えて、提案してもしかるべきことだろうし、それから現場を勝手に荒らさないようにというふうには言っていますけれども、ここを調べたいという提案が、福島第一原子力発電所に対してもあっていいと思うのですが、規制

庁の職員が調査に行くからとか、我々がこの点に関心を向けているからということでは対応しているケース、受け身でやっている、そういった姿勢が見られるので、私はそれを変ってもらいたいという期待を込めて、月曜日に社長にお目にかかったんだけど、どうもそれは、むしろどんどん言ってくださいに聞こえましたので、それなら言いましょうというのが今日の委員会での趣旨です。

○記者 そうなりますと、何かこれから具体的に求めていくであったりとか、例えばどこかの会合の中で言及していくというようなことを今の時点でお考えでいらっしゃったりするのでしょうか。

○更田委員長 まだ、具体的にその考えを持っているわけではありませんけども、1Fの調査分析は、これは調査分析としてやっています。それを事業者である東京電力に対してということになると、これは別の構え、別の場、例えば今あるもので言えば1F検討会ですけども、監視評価検討会ですけど。どういうやり方をするかというのはまだ、議論をしているわけではありませんけれども、例を挙げるとすれば、今日の事故分析の中間的な素案としての取りまとめの中でもアキュムレータの圧力が不十分になったときの圧力を逃す弁の挙動に関して分からないことがある。ただ、これは1F行ったときに聞いたことがありますけども、同じ弁は、納めたベンダーのところにはあるわけだし、それから現物といえば、現物が使いやすいかどうかは別として、5、6号機があるわけですから、試してみることはできるわけで、これをわざわざ国のお金を使って、規制当局が自ら試験するというよりは試験してみたらと東京電力に言う方がアプローチとして正しいと思いますし、これは飽くまで例ですけども、調べてみたら、試験してみたらという事柄について、何らかの形で東京電力に伝えていこうというふうに思っています。

○記者 あともう1点関連して。今後の規制というふうに考えたときに、反映すべきものとはいうことを少しイメージしたときに、例えば柏崎刈羽の審査の中で見えてきたような新知見で、比較的速やかに対応しないといけないとか、そういったようなものはなさそうな印象を受けるのですけれども、今後どのような形で規制に反映することを検討、具体的に検討していこうというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 具体的に浮かぶものがあつたらもう手を打っていますし、急ぐものがあるという認識ではないのは事実です。ただ、これは1F事故の直後にも議論になりましたけど、弁の構成やロジックみたいなものは考えていないシナリオ、考えていない事故の流れ方によっては、今、それが最適設計だと思っているものが、必ずしも最適でないケースがある。ですから、その欠けを見つけるということの努力の一つですけれども、例えば弁にしてもフェールクローズになっているのかフェールオープンになっているのか、アズイズなのか。これで各系統構成はされていますけども、もうこれでいいのだと、例えば許可を受けたのだから、あるいは許可を出したのだからこれでいいのだと考えることは思考の停止に繋がってしまうので、議論の余地はずっとあるのだろうというふうに思います。

○記者 最後にします。

今、委員長言及されたのは、例えばSGTSの系統の議論一つとってもということですかね。

○更田委員長 そうですね例えばSGTSの系統、そのベントに使うとなったときに、共用すること、複数号機で共用することは決定的に望ましくないことはもう分かったわけですが、幸い今それを共用しているものというのは、スタック、煙突そのものを共用しているのはあったとしても、その配管共用しているものはありませんので、ある号機から他号機へ向けての逆流みたいなことは起こらないようになっている。そういった意味で手が打っているわけですが、ただ、まだまだ、そうですね、これも要するに、もう幾ら調べても手を打てることはないのだと考えるのも危険思想であって、やはり学びがあるべきだと考えて、私たちも調査を進めますし、事業者はなおのことだというふうに思いますので、特に現場を抱えている東京電力はその責任があるのだというふうに思います。

○司会 ほかいかがでしょうか。

はい、ではヒロエさん、後ろです。

○記者 共同通信のヒロエと言います。

シールドプラグの汚染の問題で伺いたいのですが、影響を与えるのは圧力容器の中にとどまっていると見られる、あの大量の燃料デブリを取り出すときにやっぱ一番効いてくるというか、影響が出てくるというふうにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 あのですね、それ以前に、今、これも本当に、その現物を取りに行けてとか、もっと遮蔽どけて近寄ってということができていませんから、飽くまで遮蔽越しでの線量を測った結果ですから、誤差も大きいだろうし、本当にそのオーダーのものがシールドプラグ裏にいるかどうかはまだ確定しているわけではないけれど、それでも今測った結果で言うと、素案に示されたように、数十ペタのものがある。数十ペタってほとんど炉心に残っているものと、オーダーとしてはそう変わらないです。

つまり何割というぐらいのものは、随分高いレベルのところ。したがって、例えば30ペタなら30ペタベクレル。ペタって兆^{※1}ですから、30兆ベクレル^{※2}のものがシールドプラグ裏なりにいたとしたら、炉心の、いわゆる燃料デブリを取りに行く以前に、その蓋どうやってどけるのだというところから大問題になります。

気中であれば完全に遠隔でなければできないし、水中にしようとしても、あんな高いところまで水中にするというのは現在の構造物を利用しては極めて難しいでしょう。ですから、炉心なり、炉心の底部やあるいは格納容器の底部にいた燃料デブ

※1 正しくは「千兆」

※2 正しくは「3京ベクレル」

りが随分高いところにいるというふうに捉えていただいても間違いではないです。それだけにもちろん情報の確度を高めていくことが重要ですけども、廃炉にとって極めてインパクトの強い情報だというふうに捉えています。

○記者 炉心にあるデブリの放射線量とほぼ同じぐらいのオーダーのやつがある。つまりデブリの量が増えたというふうに……。

○更田委員長 いや、増えたというよりも、炉心にいるはずのものがもっと高いところに来ちゃっているというふうに捉えてもらえばいいです。大体オーダーとして数十から100ぐらいのものだったもののうちの20、30が随分高いところにいる。それが例えば1/10とか1/100とか、オーダーの低い量だったら分かるのだけど、あれだけの放射線量の高いものだ、1/3、1/4というのは相当な量なわけです。

だから、桁で違わない量が、一桁少ない量ではなく、比べられるぐらいの、コンパラブルですけど、比較できるぐらいの量があんな高いところにいるというのは、極めて深刻ですね、そういう意味で。

○記者 全量取り出しに向けて、難易度が高まったというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 それは少なくともそう思います。

○記者 あと一点。そもそも、これだけの高線量のものが、見つけるのに10年かかった。何でこれだけ、10年かかったとお考えでしょうか。

○更田委員長 まずは入れなかったからというところが大きいでしょうね。

そもそも10年近く経っているにも関わらず、オペフロなりにいられる量、いられる時間というのは極めて短いですし、更に言えば、遮蔽越しに、コリメイト、何と云うのですかね、視野を人工的に狭めて放射線の量を測るというようなもの、結構重さがどうしてもあるんですけど、持ち込んで測るというようなことがなかなかできないでいた。これは、時間がかかったのは行けなかったということに尽きると思います。

○記者 これも、そもそもは東京電力が調査して見つけるべきようなものだったのでしょうか。

○更田委員長 これはね、ちょっと難しいところだと思います。私たちのほうから指示なり指導なりしてというのはなかなか難しかったかもしれない。

それから、東京電力は作業に当たられる方々の積算の被曝量を管理する立場にあって、それが高い量を被曝してしまうと、そのほかの作業に当たれなくなってしまうわけで、規制庁の職員は分析だけです。事故の調査分析だけと言うとかわいそうだけど、被曝量が高くなってきたら、調査分析に入れなくなるだけだけど、技術、技量の高い人、能力の高い人を調査分析で被曝させてしまうと、その後その要員を廃炉作業で使えなくなってしまう。そういったこともあって、当然のことだけど、東電の考えとしては、自分たちの戦力を被曝させたくないと考えるのは当然なので、オペフロの調査に関して言えば、なかなか東電にやれというのは難しかったらろうと思います。やはり規制庁、規制委員会がはじめはやはり、ああやっていくべきだったのではないかなと私は思っています。

○司会 そのほかいかがでしょうか。

では、まずオオヤマさんお願いします。もう一列前の真ん中。

○記者 すみません、読売新聞のオオヤマと申します。

やはり事故分析の関係なのですけれども、10年経って新たに分かってきたこともあるように、これから調べれば調べるほど、どんどん分かっていることも増えてくると思いますし、また、ずっと分からないことあるかもしれませんが、これはずっと続けなければいけないと思うのですけれども、ただ、どこかで区切らなければいけないわけです。この事故調査のゴールと言ったものは、例えばどういったところにあるのかというふうに考えてらっしゃるのか、多分、事故調査はずっと続けていかなければいけないものだと思いますのですけれども、その辺り、どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○更田委員長 事故の進展について、今、その分析で最大の焦点になっているのはやはり事故がどのように進展したか、それからソースタームという言い方しますけども、放射性物質がどのような形で移行して、環境中に出て行くものは環境中に出て行ってしまったか、どこへ移動していったか。これはやはり炉心の中へアクセスしていわゆる燃料デブリの取り出しと言われているもの、本格的な取り出しと言われているものが完了するか、あるいは一定程度進むところまでは、まだまだ得られることが、そのソースターム評価という観点からするとありますので、デブリ取り出しまで云10年という言い方されていますけど、それと同じ期間、少なくとも同じ期間は分析というのが続くというふうに思っています。

更に言えば、炉心にとりついた後も、格納容器の底部であるとかペDESTALってあのサブチャンが、ドーナツ状のものがあって、コンクリート製の真ん中にありますよね。炉心の下鏡を抜けて落ちてきたものは、ペDESTALでコンクリートと触れている。そこで、一定程度の炉心とコンクリートの反応はあったであろう。その程度なんかも、シビアアクシデントを分析する者にとっては非常に強い関心と呼ぶものであって、更に言えば、どういう形でその格納容器の底部に至っているか。ばらばらなのか、それともまとまってなのか。そういった隅々まで関心はありますので。

分析調査というのは廃炉と同じだけの期間、本体の廃炉と同じだけの期間続くものなのではないでしょうか。

○記者 ありがとうございます。

あと、今現在ではオンサイトのことの分析がメインだとは思いますが、今後オフサイト、先ほどおっしゃったように、環境にどう広がっていったかとか、そういったことも重要になってくるのかなと思うのですけども、その辺りの展開についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 オフサイトから得られるものというのは限られているだろうとは思いますが。

優先順位の問題ではありますけれども、除染が進んでいますし、それから、やはり車両の移動であるとか、樹木の伐採であるとか、いろんなことによって変化していますし、オフサイトからという……。オフサイトにどのくらい放射性物質が出てしまったかというのはフォールアウト、地表の汚染の度合いから逆算してということは既に事故の直後になされていますし、それをオーダーで替えるような新たな情報というのは出ないであろうと思いますので、事故の進展の分析という点でオフサイト、今回で言えばオフサイトから見ていたという点では福島中央テレビ、それから日本テレビの御協力によって画像を使うということはしましたけれども、オフサイトそのものを調べて回って、地域そのものを調べて回って得られる情報というのは、恐らくなかなかないのではないかと、うふうに捉えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では続けて、お隣のズキさん。中央よりです。そのあとツカモトさんに。

ズキさんお願いします。

○記者 新潟日報のズキと申します、よろしくお願いします。

確認したいのですが、あの21日の臨時会合で、小早川社長らと意見交換したと思うのですが、前に、11月11日の定例会見で、この委員長側の柏崎刈羽の7号機が起動する形になれば、組織の運営などを問う機会を設けたいという話をされていたかと思うのですが、その21日の臨時会合でのお話というのがその委員長がおっしゃっていた、要は運営などを問う機会というふうに、こちらは捉えてよろしいのでしょうか。

○更田委員長 必ずしも、ちょっと御質問の趣旨を正確にキャッチしているかどうか分からないのですが、社長に問えるということはとても重要なことで、例えば1Fの廃炉にかかることについては、小野さん、小野CD0に問うこと、機会というのは別にもあって、それから柏崎刈羽の対策云々って牧野さんに対してというのはあるけれど、例えば福島第一原子力発電所の廃炉が十分に進められないようであれば、東電社内の戦力バランスについて判断できる人でないと強化ができないわけですよ。小野さんが幾ら頑張ったって、廃炉カンパニーの中での話であって、だけれど、我々は東京電力としての姿勢を問わなきゃいけない。ですから、場合によっては東京電力の中の戦力配分だってより強化しなきゃならないところが明らかになったら、そこへ向けて強化してもらわなきゃならない。今の構造だったら、それが判断できるのは小早川社長ですから。1Fからの学びがKKに、反映させなければならぬと、反映させようとする、それも立派な責任ではあるけれど、まず1Fから学ぼうとすること。それから廃炉作業を安全に進めること。私たちはとにかく一番高い関心を持って、東京電力に対しては1Fの廃炉を見ているから。1Fの廃炉に十分な戦力が投入されているのかというのは常に関心を持って見ているので。それが、繰り返しますけどそれに対処できるのは、今の東電の体制で言えば社長のところまで双方が、何と言うのですか、合流するわけですから。であるからこそ、特に

私が小早川社長に申し上げた質問というのは、KKについてだけ、1Fについてだけというものではなくて、更にその上で関心があるのは1Fなので、1Fに足りないところがあったらそれはKKがどうしてこうしているという問題ではなくて、東電は東電の責任を果たすためには1F優先なのだというつもりで、一連の問いかけを小早川社長にしたつもりです。

○記者 それで、確認なのですけれども、この間の意見交換したもので十分だったというふうには考えていないということですね。

○更田委員長 正直に言ってちょっと、何と言うかな、途中で時間がきてしまったという気分で、私個人はいます。4人の委員の方にそれぞれ、更に私は他の委員よりも時間を費やしたのではあるのだけれど。そうですね、すぐにまた社長に会おうというふうに思っているわけではなくて、1Fの監視評価検討会等を通じて、東電に対しては考えを伝えていきますので、これからそのレスポンス等に応じて、東京電力との間の、どう、何を伝えるかというのは考えていこうと思います。

○記者 その上で、先ほど委員長もおっしゃっていますけれども、7号機の起動というのはまだ、新潟も中でも議論がまだ深まっていますので、見越せない部分があるわけですが、またその7号機の起動というのが近づいてきた段階になって、また改めて社長たちとまた意見を交換するという機会を設けられる御予定というか、当然おありなのだと思うのですが、その辺りはいかがですか。

○更田委員長 そうですね、正直言ってまだ7号機の起動云々は、もちろん設置変更許可、工事計画認可、保安規定と一連の規制プロセスは経てきたわけですが、非常に正直に言ってしまうと、ずっと1Fのことを考えているという感じなのですよ。更に言えば、事故の当事者であるということは大きなことだと思うのです。ですから、1Fから学んでそれを今後KKに反映するという言葉が、どこまで、何と言いますかね、どこまで真剣かというところだと思うのですが、反映できることだけが学びではなくて、もっと、これから出していく注文というのは、そのKKに対してではなくて、1Fからこういうことを調べればこういうことが学べるのではないかというようなところを中心に東電には伝えることができたらというふうに、今は考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ツカモトさんお願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

ちょっと話が変わってしまうのですが、1Fの処理水の関係で、東電側に対して姿勢を批判して御意見をおっしゃっていたかと思うのですが、東電側が主体的に姿勢を示していくことの重要性はもちろんそのとおりでと思うのですが、一方で、処理水の問題に関しては、当初から政府が前面に立ってという文言まで使って、責任を持ってやっていくということを書いてきたわけで、東電を弁護するわけじゃないのですが、基本的に一義的な責任は国が判断を示すことだと思うのですが、その点についてちょ

っと委員長の考えを教えてください。

○更田委員長 速記録かYouTubeの録画を確認していただければ理解いただけると思いますが、少し誤解があるように思います。私は前段として、処理済水の処分のことについて、かつて東電の小早川社長に対しては自らの言葉でなぜ発信できないんだと厳しくせまった経緯があります。恐らくは様々な拘束があって言えないということもあるし、それから処理済水についてはおっしゃっているように、国が責任を持ってやる、これは明確です。それを例に挙げて、こういった経緯はあったけれども、じゃあ1Fの事故原因や事故調査から自らこういうことをやってみたいとか、あるいは調べることだって、社長であればこそ、こういう点について調べると指示できる立場にあるわけなので、私は経緯と例として処理済水の話は挙げたけれども、あそこで議論の対象としたのは、1Fからもっと学ぼうとすること。それを反映できることはあるかどうか。あるいは彼のプレゼンテーションの中にも、自主ということがあったけど、自主ってもっと東電は深掘りして考えることがあるでしょうと。

そもそも今、私たちが分析の中で調べているSGTS配管なりは、あれは電力自主っていわれたシビアアクシデント対策ですからね。だから、東電が自ら考えて自ら声を上げて、社長であればこそ明確な指示が出せるような、学ぼうとすることというのは、今後もずっとあるわけですよ。ですから主体的な、あるいは強いリーダーシップを見せて、そういった学ぼうとすることに踏み出せるのではないかと。

正直言って明確な答えはもらえたとは思っていません。受け身だなという印象は持ちました。

これも規制当局としては悩ましいところがあって、規制当局がどんどん、どんどん強い強い姿勢で事業者に臨むと、事業者ってかえって受け身になっちゃうんですね。継続的改善の検討グループでも議論しているところなんですけど、規制当局の姿勢がどうあったらいいかって、これちょっと話がそれてはいますけどね、私は東京電力の廃炉にしる安全対策にしる、箸の上げ下ろしまで一々規制当局が東電に対して要求したり指導したりするというのはかえってよくないだろうと思って、むしろ柏崎刈羽の運用に対して信用される、信頼される事業者になるのだったら、自ら疑問を見つけに行くというような姿勢が認められて初めて信頼が回復すると思うので、そこでやっぱり東京電力に主体的な姿勢というのをずっと求めてきているわけなんですけど、ちょっと悪循環になっちゃうことを恐れています。

主体性が見られないから、じゃあ主体性が見られないのだったら、もうどんどん要求しましょう、どんどん指導しましょう。これは決して、そうすると、もっと相手はどんどん受け身になっていきます。これはある意味悪循環であって、こっちへ行かないようにしようと思うのですが、じゃあどうしたら主体的になってもらえるかというのは、ある意味検討チームの課題みたいなものですね。

今回ちょっと悪い例が、悪い側面が小早川社長との意見交換の席上で出たのだという

ふうに思っています。

○記者 すみません、そうしたらちょっと誤解をしていました。

処理水の話になっちゃうんですが、秋口に話題が結構出ましたけど、また政府としての決断というのは先延ばしにされてきているように思います。特に先送りできないという言葉は出てくるのだけれども、結局政治的な決断というのは見えてきません。この点については、どうお考えですか。

○更田委員長 先延ばしにできないというのは複数の方がおっしゃっていて、首脳がおっしゃっていて。一方、先送りという言葉は必ずしも当たってないように思うのは、チーム会合として様々ないろんな関係者の方々から伺った御意見を、そこで受け止めるという、これがちょっと記憶が不確かですけど10月の中旬ぐらいでしたか、そこで本当に様々な御意見というのを、そこで受け止めて、それから時間がかかるのは、規制委員会としては早い決断を、技術論としては早い決断を望んではいますけれども、あれだけいろんな意見を頂いて、それから判断にまで一定の期間を要するというのは、これは自然なことなのではないでしょうか。

規制委員会の見解は変わっていませんし、また、廃炉を暗礁に乗り上げさせないためには、早く決断がなされる必要があるだろうと思っています。

しかし、それが一月、二月、三月の違いというのではなくて、やはり苦渋の決断、いずれにせよ苦渋の決断であることには間違いありませんので、一定程度の時間というのは当然のことじゃないでしょうか。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、今後、放出の方法が決まった際に、東電のほうから、具体的な設備に対して申請がなされてくると思うのですが、この審査というのはタンクの容量という意味で、ある種デッドラインを抱えた審査というか、そういった側面があるのかなと思うのですが、この点に対して今懸念とか心配とか、何か考えていらっしゃることはありますか。

○更田委員長 率直に申し上げると、技術的にはそんなに難しい審査にはならないと見ています。手法としては確立をされているし、むしろ確認方法であるとか、そういったものについても、そんなに時間がかかるとは思えない。

ただし、やはり様々な懸念、いろいろな御心配があるわけですから、それを広く伝えなければならぬし、それから分かってもらわなければならないので、審査そのものよりも、やはりこうやるんですというところが重要だろうというふうに思います。

さらに、東京電力の工事期間等々はどのような、これは大気と海洋では全然違ってきますけれども、いずれにせよ工事期間というのはかかりますし、前に少なくとも2年と申し上げましたけれども、やっぱり1年半から2年ぐらいなのではないかというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。お疲れさまです。

先日の12月17日に大飯原発に関する訴訟の件で控訴状を原子力規制庁として提出したという件なのですが、改めて原審の判決のどこに問題があるというふうにお考えになってということでしょうか。

○更田委員長 控訴は法務省でなされたものです。

○記者 すみません、ごめんなさい。

○更田委員長 これはこれまでの会見でも申し上げてはいますが、二つの点について申し上げます。一つの点は、これはこれから裁判を通じて当然私たちの主張をしていくことになりますけれども、既に申し上げたことでもありますので二つのことを申し上げると、一つはいわゆる審査ガイドと呼んでいるものの解釈が、見解ですが、異なっている。そうは言っても審査ガイドを策定したのも審査を行ったのも同じ主体なわけで、自分の作ったものを自分で運用しているのに、おいおいその使い方は違うよって、平たく言っちゃうとそういうことですね。

この見解の相違というのは、元々多義的に二通りないし三通りの読み方ができるような表現になってしまっているというところに問題があるとすればそうなのかもしれないけれど、策定した主体と異なる見解を司法に取られてしまったというところに、一つ大きな双方の見解の違いがあると思っています。こういうふう読んでこういうふう考えられてしまうのだなというのは、判決文を読むとよく分かります。論理的ではあると思っています。

それからもう一つは、やっぱり技術系の人間が多少、当然当たり前、お日様が東から昇るといぐらい当たり前のことも、記述の中にちりばめてしまうところがあって、それが思いもよらぬ解釈を受ける。相関式を使うときに元のデータのばらつきを考慮するなんていうのは当たり前の話であって、それはもう何となく軽く書いてしまう話です。

ただ、審査はレシピに手をつけるのではなくて、レシピどおりにやります。レシピはレシピ自身が誰がやっても同じ結果が得られるようなものを目指して書かれています。レシピは一連の操作の中で、一連の操作で構成されていて、一部だけいじられるということは想定されていないのですね。ですので、一部のステップをこうやるべきだったと言われることは極めて心外であって、一連の操作は、それが科学的に合理的であるように全体が構成をされていて、その一箇所だけ取り上げて、ここはこうすべきというのは、とても科学的に受け入れられない。

以前、規制委員会の委員長代理をお務めになった島崎先生から、入倉・三宅式ではなくて武村式をという御提案があって、島崎先生の主張もあって、田中前委員長が島崎先生とお会いになって、島崎先生が何をお考えかということも把握した上で、じゃあ武村

式を使ってみたらどうだろうと。そうすると、幾つかのパラメーターが物理的にありえないような量になる。お日様が西から昇るようになってしまう。明らかに物理的に矛盾を生じてしまうということで、それがあつた部分だけ変えるということの科学的な不合理を示した形になります。

今回も、それは例えば入倉・三宅式をずらしたらどうなるかというのは、これは計算してみれば分かることですが、必要であればそういった試算みたいなことをしてみるといふのも、今後の主張の中であるのかもしれませんが、一連のセットの中のある部分だけを取り上げて、しかもガイドの異なる見解を持たれてしまつて、ちよつと私たちとしては極めて意外な判断を受けてしまつたと思つていますし、司法は司法としてのお役目をお果たしになつたのだと思つていますが、純粋に科学的にはレシピの一部分だけをいじるということは、当初から私たちは想定もしてないし、また、そもそもレシピはそのように作られていないといふのが、こちらの見解です。

○記者 ほかに原子力発電所で、いわゆる許可取消の提訴がありますけど、この大飯の判決の考え方といふのが、ほかの裁判に波及した場合どうなのかといふ、そういう考えはお持ちなのですか。

○更田委員長 それは司法の御判断は司法の御判断として独立して尊重されるべきものであつて、他の争訟に対してどうこうといふのは、私たちが申し上げるべきことではないと思つていますが、繰り返しますけれども、大飯3、4号機の設置変更許可に際しての判断には自信を持っていますし、何らの瑕疵も欠落もなかったと考えています。

○記者 9月23日に規制基準記載の具体化とか表現の改善といふことで議論されていますけれども、これはこういう形でより分かりやすく書けば、そういう裁判所の誤解も解けるといふ、そういうことも狙いにはあるのですか。

○更田委員長 それは分かりません。つまり私たちとしては全く意図しない解釈のされ方をしてしまう可能性があるといふことを今回学びましたから、どう書けば司法に誤解されないとか、司法に誤解といふのはちよつと違うかな。司法に別の解釈をされないかといふのは、正直言つて分からないですね。ただ、ある文章はできるだけ多義的にならないように、一義的に読めるようにしていこうといふのは、少しずつやっつけていかなきゃいけないといふふうに思っています。

○記者 一審での反論で不十分だったといふか、反論の努力が不十分だったといふことは、お考えはあるのでしょうか。

○更田委員長 それはどうだろう。正直言つて、余り直接どのような反証なり主張を展開したといふことに触れているわけではありませんので、それは今後の、まだ裁判が二審へ続くわけですので、その上で検討していくべきことだと思つています。

今の時点で申し上げられることは、持っているわけではありません。

○司会 そのほかいかがでしょうかよろしいでしょうか。

では、ワタライさん。ワタライさん、最後でお願いします。

○記者 IWJのワタライです。

今のオカダさんの御質問に関連することになると思うのですが、いわゆるガイドの解釈について、規制委員会と司法との間に議論があるというか、見解の相違があるということで控訴されたということですが、だとすれば、その解釈そのものが司法の場で争われて争点になるわけですから、先週の会見でも委員長はおっしゃられていましたけれども、ガイドを誤解をされるような多義的な評価の固有値がないようにしているというお話がありましたけれども、それはむしろ判決が確定するまで、いじるべきではないのではないかと、そういう気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

つまり現行の解釈が争点になっているわけですから、それまではガイドをいじるというのは社会的な誤解を招くのではないかとちょっと危惧をしております。

○更田委員長 まだ、何を決めているわけでもなくて、表現を変えるのか、それからここでも前にお話ししましたが、文章を足すのか、ここはこう読むのだよという文章を足すのか、あるいは変えないのか、まだ何も決まっています。

それから、余計なことですが、本当に訴訟対策ということを我々が気にするのだったら、ガイドなんかやめちゃうんですよ。私たちにとってガイドは必要なわけじゃないですから。審査官に、私が本当にうるさくなること言っているのは、ここにこれこれを書いてあるからどこに何これを書いてあるからそれをチェックするのが審査でないというのは、本当に毎週のように言っています。

よく、審査に対する審査書の説明等を求められると、なぜここはこういうふうに考えたのと聞くと、規則にこう書いてありますとか、解釈にこう書いてありますと、大抵こういう回答する人は私に怒られちゃうんですね。どこに何か書いてあるかなんて俺は知らない。技術的に白紙から考えてこれが安全だということを一つ一つチェックしていくのが審査なのだ。審査ガイドにこういうふうにかかれていてからこういうふうに審査しようという審査官は、うちから放逐しようと思っています。駆逐しようと思っています。全ての審査官は、書かれているマニュアルだとかガイドではなくて、技術的にゼロベースで考えて、一つ一つ安全上重要か十分か、検査もそうです。ただし、もうそれで規則がある、解釈があるから十分だとなると、今度は申請者の側に立ってみると、いざ審査に入るまでにどんな審査されるのか分からない、どういうことが聞かれるの、分からない。だから審査の予見性、検査の予見性を高めるために、どこの国の、多くの規制当局が、いわゆるガイドであるとか標準レビューみたいな、米国でいえばスタンダードレビュープランといいますけど、SRPというものが設けられている。

ですから、審査に入ったらこういうことを聞かれるのですよというのが標準的なメニューとして示されるものが、米国だとSRPだし、日本だとそれをガイドと呼んだり、検査マニュアルという言い方をしている。その解釈が、司法の、私たちと違う解釈を生

んでしまうのだったら、私たちにしてみれば、ガイドを全部廃止にしちゃうのが一番良い司法対策なのかもしれません。

しかし、繰り返し申し上げるけども、ある程度審査の内容、検査の内容をあらかじめ知らせるといことは規制当局の責任の一部であるし、効率を上げるためにも必要だと。そういった意味で。

ですから、ガイドとかマニュアルというのは、正直言って作業が追いつく限りでは、しょっちゅう変えていて当たり前のものなのです。審査のレベルであるとか合格のレベルであるとかを示しているものではなくて、飽くまで審査はこういうことになりますよということをお知らせするためのものですから、むしろしょっちゅう変えているのが自然の状態だと思っています。

○記者 確認ですけれども、そうしますと、ガイドというのは、飽くまでも規制当局と、それから申請をする当事者、つまり事業者とのためにあるということなのでしょうか。

○更田委員長 そうではないです。第三者が、規制当局と申請者との間で何が行われているかということ、より知っていただくということは、行政組織としての透明性の観点から重要だと思っています。そうすると、審査会合は全部YouTubeで御覧ください、速記録も出ます、資料もウェブサイトに掲載すると。でも、それでは不親切だろうと、それだけでは、というのは、それぞれの専門的な情報に対するバックグラウンドは違うわけですから、申請者に審査の予見性を持ってもらうということは、ガイドの重要な役割でありますけど、ガイドのもう一つの役割としては、規制当局が行っているプロセスの透明性をより高める、社会に対する説明性をより高めるという機能を持っていますから。

ですから、私は司法からあのような判断をされてしまっても、ガイドの整備というのは進めるべきだと思っているし、マニュアル類の整備も進めるべきだと思っているし、書き足すべきところは書き足していくべきだと思うし、表現がふさわしくないところは改めていくべきだというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—